

令和 2 年 3 月 6 日
都市整備部住宅課

江東区営住宅条例及び江東区高齢者住宅条例の 一部を改正する条例

1 改正理由

民法（明治 29 年法律第 89 号）の一部改正に伴い、連帯保証人に係る極度額に係る規定の追加及び法定利率の変更に係る規定整備のため、江東区営住宅条例及び江東区高齢者住宅条例の一部改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 極度額

民法の一部改正に伴い連帯保証人に対し、使用者が滞納した使用料等について規則に定める極度額を限度として、請求することができることとなったため極度額を加える。

(2) 法定利率

民法の一部改正に伴い法定利率が見直され、利率の変動性が導入されるため、「年 5 パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

3 施行日

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

4 同条例施行規則の改正の概要（案）

本議案が可決成立した際に予定している規則改正の概要は、参考「江東区営住宅条例施行規則及び江東区高齢者住宅条例施行規則の主な改正内容（案）」のとおり。

江東区営住宅条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>第13条～第38条 (略)</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に<u>年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第40条～第55条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p><u>(極度額)</u></p> <p><u>第12条の2 区長は、使用者が滞納その他の事由により使用料等を納付しない場合は、前条第1項に定める連帯保証人に対し、規則で定める極度額を限度として使用者に代わって納付するよう請求することができる。</u></p> <p>第13条～第38条 (略)</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に<u>法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第40条～第55条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>

江東区高齢者住宅条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>第13条～第37条 (略)</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 区長は、第1項第1号に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に<u>年5パーセントの割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第39条～第44条 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p><u>(極度額)</u></p> <p><u>第12条の2 区長は、使用者が滞納その他の事由により使用料等を納付しない場合は、前条第1項に定める連帯保証人に対し、規則で定める極度額を限度として使用者に代わって納付するよう請求することができる。</u></p> <p>第13条～第37条 (略)</p> <p>(住宅の明渡請求)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 区長は、第1項第1号に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該高齢者住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第39条～第44条 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>